

令和7年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

令和 7年 5月22日 開 議

令和 7年 5月22日 散 会

香 美 市 議 会

令和7年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

令和7年5月22日 木曜日

令和7年香美市議会定例会5月臨時会議会議録

招集年月日 令和7年5月22日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月22日木曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
3番	中平麻衣	13番	濱田百合子
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	村田珠美	17番	山崎眞幹
8番	小松孝	18番	小松紀夫
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	福祉事務所長	野邑裕永
副市長	村上真祥	市民保険課長	萩野貴子
総務課長	竹崎澄人	健康推進課長	川渕美香
<small>企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長</small>	幾井崇博	建設課長	野村文紀
定住推進課長	小松伯聖	商工観光課長	門脇正人
防災対策課長	中川英斉	会計管理者兼会計課長	一圓まどか
税務収納課長	猪野高廣		

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	前田薫
教育次長	中山泰仁		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	入野美紀		

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第 48号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 同意第 21号 教育委員会教育長の任命について
- 同意第 22号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和7年香美市議会定例会5月臨時会議議事日程

（審議期間第1日目 日程第1号）

令和7年5月22日（木） 午前9時30分開議

- 日程第1 審議期間の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
 2. 市長の報告
- （1）専決処分事項の報告について
- 報告第7号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第8号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解について
- （2）行政の報告並びに提案理由の説明
- 日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第48号 令和7年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 同意第21号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第7 同意第22号 教育委員会委員の任命について

会議録署名議員

- 11番、山崎晃子君、12番、笹岡優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから、令和7年香美市議会定例会を再開し、5月臨時会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議いただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、舟谷千幸さんから協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、11番、山崎晃子さん、12番、笹岡優君を指名します。両名はよろしくお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄について報告がございました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告書が提出されております。

また、令和7年香美市議会定例会3月定例会議において可決いたしました、ガソリン税の見直し及びガソリン暫定税率の撤廃を求める意見書の提出については、衆参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

その他の報告事項につきましては、議長報告書のとおりでございます。

日程第3、報告第7号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、同意第22号、教育委員会委員の任命についてまで、以上7件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第7号から同意第22号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和7年香美市議会定例会5月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会議では教育長と教育委員の同意議案を提出させていただいており、順次説明いたします。

まず、教育長選任の同意議案についてです。

昨年5月の臨時会議にて教育長選任の同意議案が否決されました。議会の同意が得られなかった理由は、私と教育委員の皆様との間で人物についての合意ができていなかったからだと、私は理解しております。そこで、教育委員の皆様との合意を得るべく、教育長にふさわしい人物像について話し合いを始めました。しかし、11月25日に開催された9回目の話し合いでも合意に至らず、12月定例会議での議案提出を諦め、翌年1月19日には私が個人で市民説明会を開催し、市民の皆さんに状況を説明させていただきました。そして、3月定例会議にて、教育長選任の同意議案については6月定例会議までに提案することをお約束し、本日を迎えております。残念ながら、現状でも教育委員の皆様との合意が得られているわけではありません。また、3月定例会議における私と教育長職務代理者とのやり取りは、市長と教育委員の深い確執として大きく報道されたところでもあります。こういった状況は、香美市にとりましてイメージダウンであり、早期に解決するべきだと考えております。

そこで、新たな教育長には、市長と教育委員の皆様との円滑なコミュニケーションのための橋渡しを担っていただき、第2期香美市教育振興基本計画をより高いレベルで実現できる人材として、佐々木裕さんを提案させていただきます。

佐々木さんは、私立土佐塾高等学校の校長を務められ、その後、学校法人設立者の福島清三氏の後を受けて、2代目の土佐塾学園学園長として御活躍されました。私は、私立の学校運営はある意味公立学校の運営よりも難しい面があると思っております。子供を入学させる親御さんは学校に対する期待が非常に高く、そのニーズも御家庭ごとに違っていることと思います。こういった保護者の期待と多様なニーズに応えるためには、教員組織と事務組織の力を最大限発揮させるマネジメント能力が不可欠です。佐々木さんの校長や学園長として成果を上げてこられた御経験は、香美市教育委員会に新たな風を吹き込んでくれることと思います。また、土佐塾中学高等学校の運営に参画される前は、四国銀行で支店長や国際部で御活躍され、その後、四銀キャピタルリサーチにて取締役及び産業経済担当の調査部長としてお仕事をされておりました。私が目指す高等教育機関が集積した香美市の特徴を生かし、生涯学び続けられる探究の町をつくり出すこと、また、第2期香美市教育振興基本計画を高いレベルで実現させていくには、佐々木さんの御経験はありがたいものであると思っております。また、教育委員の皆様との確執が続く中の教育長職は、非常にハードルが高いものと思っておりますが、人生経験豊かな方ですので、高所大所から解決に導いてくださるものと思っております。

次に、教育委員選任の同意議案についてです。

私が市長になりまして、教育委員の選任につきましては3人目となります。これまでのお二人は、教育委員の皆様で御推薦いただいた方を私が同意し、議会にお諮りして任

命しておりましたが、今回の人選は私自身で決めさせていただくこととし、現在の教育委員が御主張される、香美市教育委員会が責任を持つのは義務教育だけであるという考え方ではなく、教育についてもっと幅広く捉えることができる、元山田高校校長、正木章彦さんを提案させていただきます。

正木さんは、今年3月まで生涯学習振興課推進官として2年間お務めになられ、生涯学習フォーラムなど多くの成果を上げていただきましたので、香美市教育委員会に新たな視点を盛り込み、さらに活性化させてくれる人材だと思っております。

それでは、改めて本会議に提案します議案について御説明いたします。

報告第7号は、専決処分事項の報告について、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

報告第8号は、専決処分事項の報告について、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

報告第9号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

承認第1号は、専決処分事項の承認を求めることについて、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてです。

議案第48号は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第1号）についてです。

同意第21号は、教育委員会教育長の任命についてです。

同意第22号は、教育委員会委員の任命についてです。

以上、報告3件、承認1件、議案1件、同意2件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小松紀夫君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第7号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君）　13番、濱田です。

この1ページから2ページにかけて書かれております、公示事項が記載された書面についてなんですけれども、今まで「掲示して行う」ということだったのが「掲示し、又は」という文面になっております。この文面について、分かりやすい詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君）　税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君）　濱田議員の御質問にお答えします。

公示事項につきましては、送達の方法について、掲示する方法と電子映像、ホームページ等での掲示方法によりまして送達ができるよう、法改正があったということでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 「掲示し、又は」ということですので、掲示をしなくても、ホームページ上で映像面に表示したものを閲覧することができる状態にすることで、一般の市民の方が見られるということですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 一般的には、役所前の掲示板に掲示をすることが通常行われます。それに加えてという解釈であると認識していただければと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第8号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第9号、損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この報告についてお聞きいたします。

道路のり面からの落石でサイドステップを破損したということですが、サイドステップはかなり丈夫なものだと思うんですけども、これが破損するといったらどういう状況なのか。大きい石が落ちてきたということかとは思いますが、その状況と、それから、のり面からの落石で度々こうして報告が出るわけですけども、ここではどういった対策を取ったのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

サイドステップの破損でございますが、落石によってへこみが生じたということでございます。この市道矢不立カリマタ線でございますが、落ち葉ですとか、落石がありまして、実際に当たった石がどれくらいの大きさか、どの石に当たったかがちょっと分からないという報告を受けておりますけれども、路面上には1センチメートルから10センチメートル程度の石が落ちておったということでございます。

対策としましては、注意を促す看板の設置というようなところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、専決処分事項の報告に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、今臨時会議に提案された議案は、香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第48号、令和7年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長、幾井崇博君。

○企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長（幾井崇博君） 補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田です。議案書16ページです。

2款、1項、6目、14節、工事請負費になっております。議案細部説明書は10ペ

ージでお願いいたします。

空き家を利用したやなせたかし先生の顕彰施設の全体的な整備構想をお聞きいたします。例えば、どこの場所なのか、面積、駐車場はあるのか、その必要性、必要性というのは顕彰施設を造る必要性ですね、それと、改修の費用が出ておりますけれども、いつ頃始めて、改修後の維持コストはどれぐらいを見込んでいるのか、お願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長、幾井崇博君。

○企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長（幾井崇博君） お答えいたします。

現在、バリューノア店で開催中の「あんぱん展」終了後、セット再現展示の譲渡をお願いしておりますため、建物の改修後に移設を予定しております。朝ドラ「あんぱん」効果の継続につながると考えております。場所は、香北町美良布商店街沿いの建物を想定しております。展示スペースの面積は、延べ床で約30平方メートルとなります。駐車場に関しましては、やなせたかし記念館から周遊してもらうため、また、支所駐車場の利用を想定しておりますので、新たな駐車場を設ける予定はありません。改修後の維持コストとしましては、光熱水費ほか案内する人員の配置を予定しておりますが、雇用方法等は未定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） セットを譲渡してもらって、その展示が主になるという御答弁だったと思うのですが、管理は今どこかに、観光協会とかに指定管理を出されるつもりなのか、その管理方法をお聞きすると、セットの譲渡ということがありましたので、今、そのセットを使用するというか、お借りするので、割と多額のお金を出しているのですが、その譲渡に当たって追加の費用が要るかどうかを併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長、幾井崇博君。

○企画財政課やなせたかし先生顕彰事業推進室長（幾井崇博君） お答えさせていただきます。

管理方法については現在検討中ですので、お答えすることができません。譲渡に関する費用については、無償と聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） やっぱり管理方法も決まらないで施設をやるということは、何か変な感じがするので、その管理方法についてはいつ頃までに決められて、普通は、管理方法を決めてからいろんなことをすると思うのですが、それはちょっと僕の認識が違うのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 管理方法について、現時点で具体的に想定をしていないというのは、先ほどの答弁のとおりでございます。

今後、どのような方法を取り得るかということなのですが、指定管理というやり方が一つ、あとは、市直営の管理というのが一つです。指定管理とする場合には、指定管理をする業務の内容等を詳細に決定する必要があると思うのですが、今回の展示に加えて、例えば、ちょっとしたイベントスペースといった使い方もあろうかと思っておりますので、当面、市で直営管理をするというやり方も考えられるのではないかと、現時点ではそのように幾つか選択肢を持って、決める時期としましては、実際にその活用を開始する時点までに決定することになるかと思っております。指定管理になりますと、当然、公募して指定管理者を決めるというプロセスが必要になりますので、当面、そのドラマの展示することから始めるのであれば、市の直営管理という選択肢もあり得るのではないかと、現時点ではそのような検討をしております。

○議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 副市長からイベントと言われましたけど、交流スペースを含めてフラットにするのですか、全部フラットにしてやるのか、その辺の構想をちょっと聞きたいですけど。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） その辺りは、具体の物件を確定してからになりますし、また、これからどのような改修が必要になるのかにもよります。つまり、どれくらいの面積を使えるのかによって、展示に加えてそういったイベントができるようなスペースまで取れるのかどうかも含めて、これから物件の調査、それから、改修をすることになりますので、並行して検討を進めるという段取りになるかと思っております。

○議長（小松紀夫君） 2人とも関連ですか。

それでは、15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 指定管理等、運営についてはこれからということですが、基本的なところとして、職員の常駐を検討するのか、それとも、物だけを置いて見てもらうのか。それでかなり大きなランニングコストの差が出てくると思いますが、基本的なところぐらいは決まっているんじゃないかと思っておりますので、その辺をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） あくまで現時点での想定ですが、常に平日誰かがそこにいるという運営は、なかなか難しいのではないかと考えております。例えば、朝開けて夕方閉めに行くのか、あるいは、土日だけ開けるのかといったところで、あまり人件費がかからないようなやり方を検討したいと考えております。また、その中で、例えば、観光協会で常駐してもらうといったこともあろうかと思うのですが、今の時点ではまだ具体的に検討できていない状況でございます。

- 議長（小松紀夫君） 12番、笹岡優君。
- 12番（笹岡優君） そうしたら、これから物件を当たってということですので、それはいつ頃を計画しているのですか。オープンできるのはいつ頃を思っているかでも構いませんので、副市長としてどうでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。
- 副市長（村上真祥君） 現時点で具体的に物件は申し上げられないのですが、一応、想定している物件がございます。そこで順調に建物の調査、それから、改修を終えることができれば、早ければ年度内に一部をオープンすることはできるのではないかと思います。
- 先ほど申しあげましたように、改修をどれくらいの範囲でやるべきかは調査結果にもよりますので、並行して検討していくと。先ほど御説明申しあげましたとおり、朝ドラ「あんぱん」の効果を持続していくという目的がございますので、あまり間を空けないようにオープンしていきたいと考えております。
- 議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。
- 17番（山崎眞幹君） 朝ドラ「あんぱん」のセットで30平米あって、広さにもよりますが、今現在香北支所に、多分、やなせ先生関連の幾つかのものが置いてあると思うのですけれども、そういうものも一緒に展示するようなことは、もしかしたらそこでできるとお考えでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。
- 副市長（村上真祥君） それも実際どれくらいの面積が利用可能なのかによってくると思うのですが、あくまで目的としましてはやなせたかし先生の顕彰ですので、ドラマの展示だけではなくて、例えば、そういった既にいただいている、お預かりしている物品についても展示をし、先生の顕彰という目的に向けて資するものができればなど考えております。
- 議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） ちょっと確認をしたいのが、今の話でいきますと、具体的な内容とか管理方法、運営方法もまだ未定、これから検討という段階なのに、改修工事費1,567万円ですかね、というかつちりしたものが出てきているのに、ちょっと違和感を覚えます。本来であれば、まず調査をし、今回は耐震診断等もやるわけなので、場合によっては、今出ている工事費は全然このとおりにいかない可能性もあります。今の時点で、改修工事費1,567万円の補正予算を計上するのは、ちょっとおかしいと思うのですが、これを外して設計まで出すのが本来ではないかと思いますが、その点はいかがですか。
- 議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。
- 副市長（村上真祥君） 想定している物件について、事業者から見積りを取りまして、今回の予算額とさせていただきます。御指摘のように、設計して一段階ずつ

議会にお諮りをしてということも考えられますが、そうすると、実際に供用するまでかなりの期間がかかることとなります。あくまで順調にいけばでありまして、例えば、御指摘いただきましたように、耐震診断の結果により工事費がかかることとなりますと、そこで少し考え直す必要もあろうかと思えますし、当然、供用時期が遅れることになってくるかと思えます。現時点で、あくまで順調にいけばということでの予算計上とお考えいただければと思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎です。

そういたしますと、これは期間を区切ってではなくて、半永久的というか、そういう形で考えているということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 一応、物件の取得ではなくてお借りするイメージで考えております。そうしますと、当然、期間を区切った賃貸借契約になりますので、例えば、5年、10年でお借りして、その中で今回の目的に資するような施設整備をして供用することになります。その後ですが、引き続き別の目的が出てきましたら、そのままお借りし続けることとなりますでしょうし、それが無いようでありましたら持ち主にお返しすることとなりますので、一定期間を持った展示の施設として建物をお借りするとお考えいただければと思います。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そういうふうに一定期間で返すことを想定しているのであれば、大まかな年数を想定してもらわないと費用対効果が正直見込めない、こちらとしては計算できないのですけれども、おおむねどれくらいの期間を見込んでいるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 今回、制度設計をするに当たって参考にしたのは、まだ実際の物件まで至っておりませんが、中間管理住宅です。中間管理住宅は、10年間持ち主からお借りして、市で改修をして移住者向けに貸し出すものでございますので、その場合には10年間になります。ただ、この場合は、家賃を持ってどれくらい投資するのかを考えるとということで、少しその点では制度設計が違ってることになります。中間管理住宅は、取れる家賃に応じて改修費用を投資する制度になっておりますが、今回は、ある行政目的に向けて市で投資をするということですので、その費用を必要な額と考えております。

じゃあ、先ほどの約1,500万円という予算は何なんだということですが、今想定している建物で、耐震改修、それから、内装の一部改修をした場合にはこれくらいかかるであろうということ、事業者に見積りをいただいたものでございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 16ページの2の1の6の18、議案細部説明書は9ページになっております。

集落活動センター推進事業費補助金が出ていますけれども、この改装工事の内容、それから、レジ導入の経過と効果、また、ほかと書いていますので、これは何を購入するのかという点と、集落活動センターとして購入するということですが、物産館として使うのか、そのさび分けというか、どういう状況なのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

まず、集落活動センター推進事業費補助金の改修工事内容についてでございます。改修工事は、ふるさと市の部分の壁クロス張替え、シャッター部分の再塗装、照明のLED化、出入口の段差のスロープ化などを計画しております。効果といたしましては、現在の暗い店内を改装して、多くのお客様が楽しい雰囲気で購入ができるような取組を推進し、地域の活性化を図ることが目的でございます。また、高齢者の安全確保という面もでございます。

レジ導入に関しましてもふるさと市の部分になりますが、生産者が高齢化しておりますので、商品の出荷、また、集計等の事務処理緩和と、従業員の働きやすい環境をつくるために、バーコードラベル付きの機器、POSレジを購入する計画でございます。

その他の部分に関しましては、4月から指定管理が始まっておるということで、この集落活動センター推進事業費補助金につきましては使える期限がございまして、それを考えますと、市民の方も常時集落活動センターの今後について話し合いを進めておられて、その中で、年度内に柔軟に対応するため、追加の予算を付けさせていただいております。施設管理の上で必要になってくるであろう物品を購入する計画をしております。

この補助事業で購入する物品の所有に関しまして、所有は集落活動センターと認識しております。また、ふるさと市の事業に使われるというのは、物産館としての備品ではございませんが、物産館の指定管理事業として使われるものと認識していただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） 今聞いただけでもなかなかあれですけども、この議案細部説明書の中に、法人化に向けての経費として職員の分が載っていたりするわけですけども、法人化に向けた現状と、そして、法人化された後の今言ったその会計部門ですよ。法人があつて、指定管理業務があつて、このふるさと市も別にするのかどうか、ちょっと僕には分からないですが、そういう幾つかの会計を分けてやらなければいけな

いと思っているんですけども、そこはどのようにやるのか、一旦お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

指定管理は4月から御存じのとおり始まっておりまして、4月から法人化すればよかったのですが、ちょっと話合いが進みませんで、4月以降に協議をして法人化を行うようになっております。4月、5月につきましては、指定管理施設の開業とか、開所式、ゴールデンウィークの対応等がございまして、集落活動センターの役員会でも法人化の協議はちょっと休止しておる状況になっておりますが、近く、協議を再開する認識であります。

まず、法人化に当たっての営利・非営利、指定管理の分がどう当たるのかというところでございますが、一応、法人化に向けては去年も話し合っておりまして、定款の案は存在しております。それによりますと、まず、非営利事業のお話をしますが、非営利事業に係るものとしましては、体験型観光事業などの複数事業を定めております。それとは別に、その他の事業として、レストランやふるさと市の指定管理の部分のほとんどに関わるとは思いますが、この部分が営利事業として定めております。

この非営利事業と営利事業の会計は、当然、分けて経理され、法人として最終的には一本化するものと承知しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） まだ、ちょっと分かったような分からんような話だと、自分は受け取りました。

まず一つ、まだ法人化されていないということで、集落活動センターの補助金はアップパーが5,000万円でしたっけ、3,000万円かな5,000万円かな、それが5年間確か続きますよね。そういうお金、それから指定管理料、レストランの指定管理料は480万円ぐらいでしたか、それは大きくないのですけれども、そんなこともある中で、やっぱりある程度、法人格があったものから言われたようにスタートしたほうがよかったと思うのですが、その4月、5月のじゃあ経理ですよ、法人化した後は法人として経理できると思うのですが、その部分は、法人化をするときに一旦決算を締めるという認識でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

まず、集落活動センター推進事業補助金の質問がありましたが、整備事業につきましての期限ですけども、期限があると申しましたが、整備事業は5年間で最大6,000万円に制度上なっております。

また、法人化するまでの経理の方法ですけども、法人化はまだしておりませんが、

法人化と同様な会計処理を現在もしております。非営利事業と営利事業を分けて会計処理しております。さきのことで、ちょっとまだここではっきりと申し上げることはできませんが、当然、法人化になります前に、一旦任意団体のほうは決算すべきではないかと考えております。新たに法人化としての会計をスタートさせることが適当ではないだろうかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかにありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 全体として、物産館と集落活動センターは、会計上、将来的に一元化していくという認識でいいのですか。ちょっと妙にその辺の説明が分かりづらいです。一元化していくのか、すみ分けていくのか、そこはどうですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

お答えになるかどうか分かりませんが、集落活動センターの活動自体に、非営利のものと営利のものが含まれています。会計上は法人化する前、今の任意団体もそうですけれども、課税のこともございますので、営利・非営利に分けて計算をしております。これはどの公益的な法人は全部同じでございます。そのような運用を今後もしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

指定管理料は、令和7年度に関しては380万円だと思ひますが、その指定管理に係るお金は、ほぼ営利部門が占めるようになっておると認識しております。非営利部分は、集落活動センターとしての地域活動が中心になっておりまして、そこは明確に分かれるものと認識しております。ただ、細かい経費につきましては、案分等の処理をする必要があるかもしれません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほど言った、補助金をもらっている部分の集落活動センターの中で、そういう分離した会計処理をしていくと。もう一つは、物産館との関係もすみ分けをするという認識でいいですね。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ちょっと認識があれなのかもしれませんので、十分なお答えになるかどうか分かりませんが、先ほども申しましたが、非営利事業も営利事業も含めて集落活動センター事業として認識しておりまして、補助金を使って整備した物品につきましては、営利事業でももちろん使います。ただ、ランニングコスト等に関しましては、当然、指定管理料の中の営利事業に会計されることはあります。ケース・バイ・ケースになると思います。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

17番、山崎眞幹君。

○17番（山崎眞幹君） すごく分かりづらいから、ちょっと分かりづらく偉そうに言うわけじゃないですけども、一つの法人があつて、その法人が運営しているものが幾つかありますと。そうすると、レストラン事業と物産館事業、そして、その非営利事業と言われるいわゆる体験型の事業を分けて、法人自体は集落活動センターを当然維持管理する必要がありますので、それに係る費用とかで法人会計としてやるものと、それを例えば3つに分けて、全体として取りまとめをするというのが、自分が知っているほかの幾つかの団体の会計処理になっていますけれども、そういうことを言いたいのではないですか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 大変申し訳ございません、大体そのような認識でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 議案書16ページ、2款、1項、13目、18節、議案細部説明書11ページですけど、自動運転社会実装推進事業負担金で、この国の補助金が減った理由は何なのか。どの路線で検討しているのかということと、採択の見込みはあるのかどうか。それから、この対応している会社のA-D r i v e株式会社はどのような会社なのか、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

まず、国の補助金が減額になった理由につきましてはですが、明確な原因はちょっと不明ですけど、国の予算の制約等が主な原因ではないかと考えております。

また、実装実験で行うルート、どの路線で行うのかという質問ですが、令和7年度に実装実験を行うルートに関しましては、今の計画でJR土佐山田駅から高知工科大学までを検討しております。令和7年度としての採択の見込みといたしましては、5月末より順次ということで把握しております。

A-D r i v e株式会社につきましては、会社そのものは2023年に設立されてお

り、自動運転技術の社会実装を推進するコンサルタントのような会社でございます。当市とA-D r i v e株式会社、そして高知県の3者で、本事業を主体的に進めるコンソーシアム、共同事業体を結成しております。去年から事業を行っております。去年は予算がなかったのであれなんですけれども、去年度からの実績があるということでございます。このA-D r i v e株式会社に関しましては、既に、徳島県那賀町であるとか、長野県塩尻市等で自動運転実装事業についての実験実績がある会社となっております。以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 議案書16ページ、17ページでお聞きいたします。

3款、1項、3目の1節、3節、8節に会計年度任用職員の報酬や手当があります。議案細部説明書13ページには、福祉事務所の職員がちょっと足りないというような状況が切々と書かれております。そうしますと、障害福祉分野の体制は、現状、どのようになっているのか。また、今後どうなるのか、見込みをお聞きしたいのが一点と、最後に書かれております、障害支援区分調査員の雇用ですけれども、資格や必要人数、そして、区分調査1件当たりの単価があれば、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

まず、現状の体制について、障害福祉業務におきましては業務が多岐にわたっておりますので、他の業務と兼務しておる者も含めて5人が携わっております。今回必要となっている、障害支援区分調査員に係る障害福祉サービス業務につきましては、担当職員が2人となっております。この2人につきましては今年度から担当するようになっております。それぞれが障害児と障害者を分けて担当しております。今後、障害者についての調査に行く件数は、6月以降で更新予定となっております55件に加えて、新規が入ってきますのでその都度追加となっていきます。今回、雇用したい会計年度任用職員と2人の職員とで分担をして、調査に行くような体制にする予定でおります。

今後の体制見込みについて、今後も専門職の配置を要望するとともに、障害福祉に携わる職員の異動周期を見直していただいて、長く経験を積めるような体制を取っていただきたいと要望するような予定でおります。

それから、障害支援区分調査員の資格については、香美市障害支援区分認定調査員設置に関する規則がございまして、その中で保健師、看護師、介護支援専門員、相談支援専門員、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、または社会福祉士のいずれかの資格を有する者と定められております。

なお、今回必要としている人員は1人でありまして、調査については単価ではなく月額報酬、今回の場合は週3日の勤務で月額10万8,882円、時間単価では1,440円で要望しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎です。議案書18ページでお聞きいたします。

7の1の2の18節、香美市キャッシュレス利用促進事業費補助金ですが、この内容は分かりますが、今後の予定ですね、どういう形でしていくのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今回計上いたしました、香美市キャッシュレス利用促進事業費補助金事業につきまして、キャンペーンの詳細な時期や内容は、今後、香美市商工会と協議をして決定してまいります。時期につきましては、まだ詳細を詰めておりませんが、8月以降になると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 第何弾目かの同じような事業であると思うので、実績としては問題ないと思うのですが、ただ、これが物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という目的のものであり、本来であれば、市民にあまねくその恩恵が受けられるような使い道で使うのも、一つの選択肢に入れておかなければならないものだと思うんです。一方、香美市では、こういうふうにはっきりとここにお金をつぎ込むということが続いておりますので、この事業をやった以上は、きちんとそれがどれだけの市民に対して利用され、特定の事業者であるとか特定の市民だけが、利便性というか、利益を受けたようなものになっていないかのチェックを、必ずしてもらいたいと思います。それは要望としてお伝えしておきます。

○議長（小松紀夫君） 答弁は必要ですか。

（4番、西村剛治君、自席から「大丈夫です」と発言する）

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑は。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） チャージ金額の上限もこれから検討ですか。先ほど、利用の偏在化というか、資金がなければチャージできませんのでね、資力がなければ。その辺の、土佐山田町、物部町、香北町も含めて、この間、偏在化が起こっている場合があるのと同時に、一部の方々が多額のチャージとなってしまうたら、公平性にも欠けると思うんですけど、その上限はもう決めているんですか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

詳細につきましてはまだ検討中でございますが、1人当たりの上限につきましては、以前の例を踏まえまして、1万ポイントが考慮するべきところだと思いますので、その

辺りも考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 議案書18ページの7の1の4目を中心に聞かせてもらいます。

観光PRの関係で、一つに令和7年7月に大阪市梅田でやるということですが、日程等詳細は決まったのか。PRの内容、ユズゼリーとか、土佐打ち刃物、お菓子等ということですがけれども、詳細のPR内容について聞きたいのと、併せて、学芸員への謝金が出ていますけど、学芸員がどういう役割を果たしてくれるのか、また、その謝金の内容についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

日程につきまして、現在、7月6日日曜日を予定しております。

PRの内容でございます。観光パンフレットの配布、本市キャラクター・キービジュアルをあしらった土産物及び本市特産物等の物販、やなせたかし先生に関する展示及び学芸員による解説イベント、アンパンマンビッグブック、大きい絵本でございますが、の読み聞かせ、クジラナイフを使った鉛筆削り体験のワークショップによって、本市のPRを考えております。

学芸員の謝金についての御質問ですが、今回の出展ブースにはやなせたかし先生に関する展示を行う計画でございます。この展示では、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団に非常勤で出勤されている学芸員に、現地で来客された皆様に解説をしていただきます。また、この方はプロのマジシャンで、県内でも複数の実績がございまして、マジックを取り入れて会場の雰囲気盛り上げていただくという計画もございます。なお、謝金には、学芸員の業務に加えまして、マジシャンとしての出演料及び旅費を見込んでおります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 議案書18ページ、10款、1項、2目、7節、議案細部説明書18ページにありますが、この日本語支援は大変いい取組だと思いますので、どのような人材か、また、有資格者なのかな、その雇用形態も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、前田薫君。

○教育振興課長（前田薫君） お答えします。

現在、雇用を予定している方につきましては、もともと日本語サポートを専門にして

いた方となります。資格につきましては、教員免許状を取得している方となっております。雇用形態については、1日単位で雇用契約を結ぶ日々雇用職員を想定しております。以上となります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第6、同意第21号、教育委員会教育長の任命について及び日程第7、同意第22号、教育委員会委員の任命については人事案件であります。香美市議会運営申合せ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第6、同意第21号、教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） それでは、同意第21号を説明させていただきます。

同意第21号、教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 南国市岡豊町定林寺

氏 名 佐々木裕

令和7年5月22日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、経歴は参考資料のとおりですので、よろしくお願いたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第21号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、同意第21号は、同意しないことに決定しました。

日程第7、同意第22号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 説明させていただきます。

同意第22号、教育委員会委員の任命について

下記の者を香美市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 南国市西山

氏 名 正木章彦

令和7年5月22日提出、香美市長 依光晃一郎

なお、経歴は参考資料のとおりですので御覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 補足説明が終わりました。

これから、同意第22号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、同意第22号は、原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了しました。

以上をもちまして、5月臨時会議を終了し、令和7年香美市議会定例会を散会します。

（午前10時32分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和7年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

卷末掲載文書

令和7年香美市議会定例会5月臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月22日（木）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和7年香美市議会定例会5月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- (3) 同意第21号及び第22号は、人事案件であり香美市議会運営申し合わせ事項第6項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略して提案説明から採決まで行います。

令和7年香美市議会定例会5月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
承認 第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	原案承認	7. 5. 22
議案 第48号	令和7年度香美市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	7. 5. 22
同意 第21号	教育委員会教育長の任命について	原案不同意	7. 5. 22
同意 第22号	教育委員会委員の任命について	原案同意	7. 5. 22